



特別時期の出張について

挙国一致の防疫対策が進み、春節明けの復業の準備が整った模様です。

本日は、疫病蔓延を予防という特殊な状況下にあつての出張問題について共有していきたいと思ひます。

防疫措置が未だ解除されない中にあつては、出来る限り出張を控え、(テレビ会議など)先進的なビジネスツールを利用すべきです。それでも従業員を出張させる必要があるときは、この特殊な状況について、特別な配慮を行う必要があります。以下の提起をご参考いただければと存じます。

一、従業員を(疫病地区ではない)地域へ出張させるときは、どのような配慮が必要でしょうか？

法律上特に規定はありませんが、従業員と会社の安全や健康には十分配慮する必要があります。利用する交通機関や滞在先のホテルを十分に考慮し、飲食手当も多めにすることを検討すべきです。この他、出張の際には臨時で安全ケア手当を出すなど、企業自身の状況によって決定を下すと良いでしょう。

もちろん、疫病の件に限らず、従業員は潜在的な危険があるからと言って、企業の正常の業務振り分けを拒否すべきではありません。とはいえこのような非常事態ですから、企業は従業員とよく話し合い、双方が受け入れられる範囲内で業務を進行させるべきです。

二、出張から戻った従業員は隔離しなければなりませんか？

もし出張に公共交通機関(鉄道や飛行機)を利用するならば、出張期間は従業員に常にマスクをかけさせ体温測定を行い、常に自分を守らせる必要があります。また疫病の状況が酷いときは、帰還した従業員を隔離し、症状が無い事を確認してから出勤させると良いでしょう。隔離されている期間は出勤と見なし、在宅勤務とすることもできます。

もし近郊地域へのお出張ならば、車を利用し当日に戻ることをお勧めします。出来る限り公共交通機関やホテルの利用は避けた方が良いでしょう。

三、この特殊な事態にあつて、企業は外回りの営業担当者について何か特別な配慮をすべきでしょうか？

特殊な事態の時は特別な配慮を行うのが、日系企業の文化です。外回りの従業員へは出来るだけ優先してマスクやアスコルビン酸を手配し、外出日数に応じた安全ケア手当を出すべきでしょう。もし可能であるならば、社用車を使用させるべきです。

疫病地域は国家規定によって如何なる人の立ち入りも禁止されています。絶対に当該地域へ従業員を出張させないでください。

以上をご参考いただきたいですが、特殊な事態が起こっている間は出張を控えるのがベストでしょう。

特殊时期連絡先：

fengchh@ciicsh.com

【注意】

この資料は、中智「智櫻会」会員企業の責任者のみ送信しています。一部の内容や案件は、内部情報に関わるので、秘密保持の為、当「智櫻会」事務局の許可なく外部への転載・開示はご遠慮ください

中智「智櫻会」
2020年2月1日